

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 5 3 号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和 4 6 年鳥取市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第 2 0 条 在勤庁又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお

従前の例による。